

賃金の一部控除に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）と国立大学法人琉球大学西普天間事業場に勤務する職員の過半数を代表する者（以下、「代表者」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号）24条第1項ただし書に基づく賃金の一部控除に関し、次のとおり協定する。

第1条 学長は、次の各号に掲げるものを職員に支給される賃金から控除することができる。

- (1) 法令に定めるもの
- (2) 財形貯蓄の預入金
- (3) 職員宿舍使用料（自動車保管場所使用料を含む。）
- (4) 職員宿舍共益費
- (5) 過払賃金（給与、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対価として支払う全てのもの）
- (6) その他当該事業場において学長と代表者との交渉により定めたもの

2 前項の第2号から第6号については、同意が得られた者について賃金から控除する。

（上原事業場における協定書の承継等）

第2条 本協定書は、令和6年3月28日付で国立大学法人琉球大学上原事業場過半数代表者と国立大学法人琉球大学長との間で締結された「賃金の一部控除に関する協定書」の内容を承継し、移転に伴う変更以外の変更は行われていない。

第3条 この協定の有効期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

令和6年 9月27日

国立大学法人琉球大学
西普天間事業場過半数代表者氏名

佐久川 聡史



国立大学法人琉球大学長
西 田 睦

